

法律名	家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
施行年	平成 11 年
目的	この法律は、畜産業を営む者による畜産排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）
対象者	「畜産業を営む者」（第3条2）
規制対象事業規模	牛・馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2000羽以上
規制内容	「畜産業を営む者は、管理基準に従い排泄物を管理しなければならない」（第3条2）とあり、管理基準は、施設の構造設備と管理の方法に関して施行令で定められているが、バイオマス起業家が畜産業を手がけることはごく少ないと想われる所以省略。
支援内容	畜産業を営む者は、家畜排泄物の処理高度化施設の計画をして長期・低利融資を受けることができる所以、バイオマス起業家が畜産業者と組んで事業を興す場合に活用。 「畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画を作成し、これを - 中略 - 都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる」（第9条）とあり、この認定を受けた畜産業を営む者は、農林金融公庫から長期・低利融資を受ける道が開けている（第11条）。
備考	家畜排泄物の処理高度化施設の計画の認定に関しては事業規模条件が無いので、比較的小さな畜産事業者が、単独でまたはどこかと組んで、新しくコンポスト化などの事業展開を計るときの支援となる
資源分類	家畜排泄物
利用技術分類	肥料・コンポスト、生物化学的エネルギー利用
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、施設計画、運営管理
関連法	特になし